

「埼玉県指定 診療・検査医療機関」について

I. 埼玉県指定 診療・検査医療機関の概要

○新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療・検査を行うことができる医療機関を「埼玉県 診療・検査医療機関」として指定
(フロー)

県ホームページで
受付時間を確認

連絡・予約

受診

指定数：**1,053**機関
※11/18時点（目標：1,200機関）

II. 埼玉県の診療・検査体制の特徴

- ① 医療機関は**原則公開**とし、患者が**直接診療所等に連絡して**受診が可能に
- ② 医療機関の不安解消のため、県・県医師会が連携し、**診療ガイドラインを作成**
- ③ 早期に申請いただいた医療機関に対し、**協力金50万円を支給**
⇒11月27日まで申請期限を延長し、更なる担い手を掘り起こす

発熱患者の円滑な受診につながり、県民の安心・安全を確保する

III. 今後の予定

○ 12月1日から医療機関名、受付可能時間を**県ホームページに公開予定**

専用医療施設公募の採択について

採択のポイント1

必要病床数(1,400床)を確保

公募開始前 1,201床

一般病床からの転換(見込含む) 31床

新規に整備する病床数 **176床**

整備後の病床数(計) **1,408床**

採択病床数

採択医療機関数：**8** (応募9)

採択病床数：

新規病床数 **176床** (応募212床)

既存病院からの移設分 73床 (応募73床)

計 **249床** (応募285床)

採択のポイント2

地域バランスの改善

人口あたりのコロナ病床数が少ない地域から採択

地域	採択数	人口10万人あたりコロナ病床数
南部	29	18.5床→ 19.4床
西部	20	13.3床→ 14.6床
東部	127	12.7床→ 19.8床
北部	0	28.9床→28.9床
秩父	0	25.4床→25.4床
県全体	176	16.8床→ 19.2床

南部：南部・南西部・さいたま・県央医療圏 西部：川越比企・西部医療圏
東部：東部・利根医療圏 北部：北部医療圏 秩父：秩父医療圏

(参考)募集内容

募集期間 令和2年10月15日(木)～31日(土)

病床数 新規**199床**+移設121床=合計**320床**